

会 長	副 会 長	庶 務 理 事	会 計 理 事	事 務 局 長
次 長	課 長	係 長	担 当	受 付
				岡林



- 高知県医師会会長
- 各郡市医師会長
- 高知県歯科医師会長
- 日本病院会高知県支部長
- 全日本病院協会高知県支部長
- 高知県医療法人協会会長
- 高知県有床診療所協議会長
- 高知県精神科病院協会会長
- 高知県訪問看護連絡協議会長

様

高知県健康政策部医療政策課長
(公印省略)

持続化給付金の申請サポート会場開設について

令和2年度補正予算で経済産業省が実施している持続化給付金について、自ら申請が困難な事業者のため、申請のお手伝いをする「申請サポート会場」が下記のとおり開設されましたので、お知らせします。

大変ご多忙のところ恐れ入りますが、関係する事業者への周知のほど、よろしくお願ひいたします。

記

- 1 場所
高知商工会館 光の間 福の間 (高知県高知市本町1丁目6-24)
※ 今後、高知会場以外にも県内に複数開設予定
- 2 開設日
令和2年5月14日(木)
- 3 来場予約方法
来場に当たっては事前予約が必須です。
全国統一の受付電話番号(0570-077-866 受付時間:平日、土日祝日ともに、9時から18時)が基本ですが、5月13日から5月18日までに限り、会場である高知商工会館でも受け付けます(受付電話番号:088-875-1177 受付時間:9時から17時)
- 4 必要書類
持続化給付金申請に必要な書類一式と申請補助シートに記載して持参してください。
必要書類については、持続化給付金事務局HP (<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>)にある「持続化給付金申請要領(申請のガイダンス)」を確認してください。
特に「確定申告の控えに受付印のない事業者」、「2019年創業」、「税務署でなく市区町村へ税申告の事業者」、「月ごとの売上の変動が大きな事業者」などは申請必要書類が異なるので注意してください。

【担当】

高知県健康政策部医療政策課 濱田・山川
〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
TEL: 088-823-9625
FAX: 088-823-9137
E-mail: 131301@ken.pref.kochi.lg.jp

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

中小企業庁

持続化給付金とは？

感染症拡大により、営業自粛等で特に影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付します。

給付額

法人は200万円まで、個人事業者は100万円までを給付します。

※ただし、昨年1年間の売上から減少分が上限です。

給付額の算定方法 ▶ 前年の総売上(事業収入)-(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

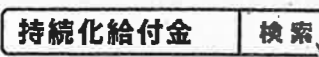
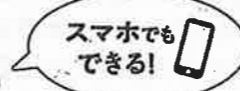
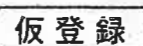

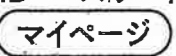
※金額は10万円単位。10万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

注：一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

給付対象

資本金10億円以上の大企業を除く、中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を対象とします。また、医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

持続化給付金の申請手順

- 1 持続化給付金ホームページへアクセス!
 持続化給付金の申請用HP
<https://www.jizokuka-kyufu.jp> 
- 2 申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 
- 3 入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、  へ
- 4 ID・パスワードを入力すると  が作成されます
 - 基本情報 法人又は個人事業者の基本事項と、ご連絡先
 - 売上額 入力すると、申請金額を自動計算!
 - 口座情報 通帳の写しをアップロード!
- 5 必要書類を添付
 - 2019年分の確定申告書類の控え
 - 売上減少となった月の売上台帳等の写し
 - 身分証明書の写し(個人事業者のみ) ※スマホなどの写真画像でもOK(できるだけきれいに撮ってください!)

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認
 ※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送/ご登録の口座に入金

電子申請サポートのご案内

⚠️入場は完全予約制です!

ホームページから来場の事前予約をお願いいたします。

事前に来場のご予約を行っていない場合、申請サポート会場へのご入場をお断りさせていただくことがございます。

※お電話による自動受付は5月下旬の開始を予定しております。詳細はホームページまたはコールセンターにてご案内いたします。

ご利用にあたって



① 申請サポート会場のご利用には事前予約が必要です。先に予約を済ませてご来場ください。



② 申請時に必要な書類をご用意の上、必ずご持参ください。必要な書類は「中小法人等」と「個人事業者等」で異なります。詳しくは裏面をご覧ください。

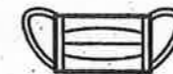


③当日は、上記①でお送りする「予約受付番号」と、上記②の必要書類をご持参ください。
 ※予約受付番号は、事前予約完了後にメールで送信いたします。

来場時のご注意

会場では感染拡大を避けるため新型コロナウイルス対策を実施中です。

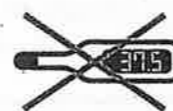
以下の注意事項をご理解の上、必ず係員の指示に従ってください。



必ずマスク着用の上、ご来場ください。



原則として申請者お一人様でご来場ください。



当日は必ず検温の上お越しください。また37.5度以上の方は、会場への入場をお断りさせていただきます。

会場では申請に関する相談は受け付けておりませんので、予めご了承ください。

持続化給付金事業コールセンター

☎️ 0120-115-570 IP電話専用回線 03-6831-0613

☎️ お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページやFAX、LINEもご活用ください。

LINEでもお問い合わせを受け付けています。
 LINE ID: @kyufukln_line



【受付時間】 8:30~19:00 5月・6月 全日8:30~19:00 FAXでも情報が取り出せます。

※コールセンターでは、不正受給の内部通報にも対応しています。



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください!

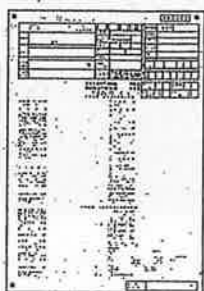
持続化給付金 検索

下記の書類をご用意の上、申請サポート会場にご来場ください。(書類に不備があると申請できません)

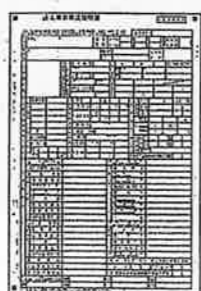
中小法人等の場合

確定申告書別表一の控え(1枚)、法人事業概況説明書の控え(2枚)

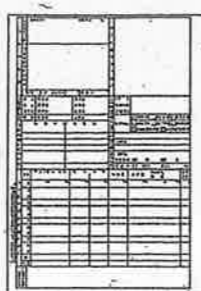
対象月の属する月の前事業年度の分を提出してください。
※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。



■ 確定申告書別表一(1枚)



■ 法人事業概況説明書(2枚)



原則

確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付する必要があります。

中小法人等の場合 例外

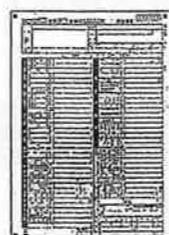
収受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類(様式自由)を提出することで代替することができます。

個人事業者等の場合

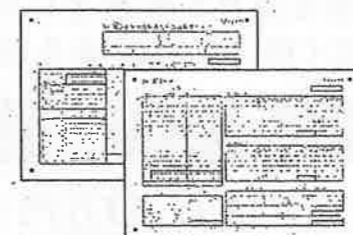
青色申告の場合

確定申告書第一表の控え(1枚)
所得税青色申告決算書の控え(2枚)

2019年分を提出してください。
※少なくとも、確定申告書第一表の控えには収受日付印が押されていること。



■ 確定申告書第一表(1枚)

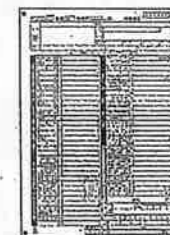


■ 所得税青色申告決算書(2枚)

白色申告の場合

確定申告書第一表の控え(1枚)

2019年分を提出してください。
※収受日付印が押されていること。



■ 確定申告書第一表(1枚)

または

原則

確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付する必要があります。

個人事業者等の場合 例外1 例外2

収受日付印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)又は受信通知のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載のあるもの)を提出することで代替することができます。この場合、収受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いることができます。

例外1によることもできず、「納税証明書(その2所得金額用)」による代替提出がない場合も申請を受け付けますが、内容の確認等に時間を要するため、審査に通常よりも大幅に時間を要したり、給付ができない場合があります。

中小法人等・個人事業者等共通

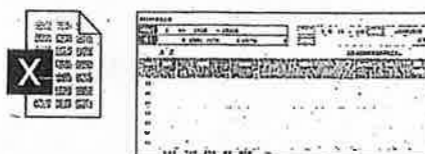
2020年分の対象とする月(対象月)の売上台帳等

対象月の事業収入額がわかる売上台帳等をご提出ください。ただし、申請会場ではデータで受取ることができませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などを紙の出力又はコピーしたものをご持参ください。提出する情報が対象月の事業収入であることを確認できる資料を提出してください。(2020年〇月と明確に記載されている等)

経理ソフトから抽出した
売上データを紙で出力したもの



エクセルで作成した売上データを
紙で出力したもの



手書きの売上台帳のコピーなど



通帳の写し

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人を確認いたしますので、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方のコピーをご持参ください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を紙に出力してご持参ください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を紙に出力してください。

通帳の
オモテ面



+

通帳を開いた
1・2ページ目



電子通帳の
画面コピー



ご注意ください!!

※コピーの画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金の支払いができません!

個人事業者等の場合

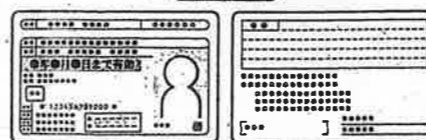
本人確認書類(写し)

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- ① 運転免許証(両面)(返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。)
- ② 個人番号カード(オモテ面のみ)
- ③ 写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)
- ④ 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限る。)(いずれも両面)
※いずれの場合も申請を行う月において有効であり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。
※①から④を保有していない場合は、⑤又は⑥で代替することができます。
- ⑤ 住民票の写し及びパスポート(顔写真の掲載されているページ)の両方
- ⑥ 住民票の写し及び各種健康保険証(両面)の両方

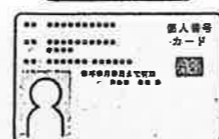
① 運転免許証

両面



② 個人番号カード

オモテ面のみ



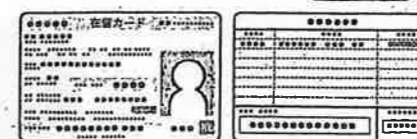
③ 写真付きの住民基本台帳カード

オモテ面のみ



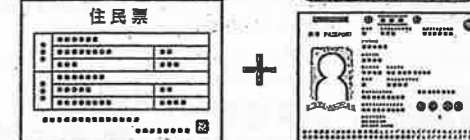
④ 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書

両面



⑤ 住民票の写し及びパスポートの両方

顔写真のページ



⑥ 住民票の写し及び各種健康保険証の両方

